

【現行】「建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定」

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

1 指定

- (1) 中間検査を行う区域 青森県の区域（青森市、弘前市及び八戸市の区域を除く。）
- (2) 中間検査を行う期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（法第18条第2項の規定による通知に係る建築物、法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等である建築物及び法第85条の規定の適用を受ける建築物を除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる用途に供する建築物で当該下欄に掲げる規模のものとする。

用 途	規 模
1 劇場、映画館又は演芸場	その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの（床面積が100m ² 以下のものを除く。以下この表において同じ。）、その用途に供する部分の床面積の合計が200m ² を超えるもの又は主階が1階にないもの（その用途に供する部分の床面積の合計が100m ² 以下のものを除く。）
2 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が200m ² を超えるもの
3 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の3第1項第1号に規定する児童福祉施設等をいう。）、ホテル又は旅館	その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300m ² 以上のもの
4 下宿、共同住宅（階数が3以上である共同住宅であって、床及びはりに鉄筋を配置する工事があるものを除く。）、寄宿舎、一戸建ての住宅、長屋及び兼用住宅	地階を除く階数が2以上ものであって、その用途に供する部分の床面積の合計が100m ² 以上のもの
5 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が2,000m ² 以上のもの
6 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆	その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500m ² 以上のもの

浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10m ² 以下のものを除く。）

（4）指定する特定工程及び特定工程後の工程 次の表の左欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる工程とする。

建築物の構造	特 定 工 程	特定工程後の工程
1 木造	軸組工事（枠組壁工法にあっては枠組工事、木質プレハブ工法にあっては組立工事）及び屋根工事	仕上げ工事（特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事）
2 組積造及び補強コンクリートブロック造	2階の床版（2階がない場合は、屋根版）の配筋工事	2階の床版（2階がない場合は、屋根版）のコンクリート打設工事
3 鉄骨造	2階の床版の取付工事（2階がない場合は、建方工事）	耐火被覆工事及び仕上げ工事（特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事）
4 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床版（2階がない場合は、屋根版）の配筋工事又は取付工事	2階の床版（2階がない場合は、屋根版）のコンクリート打設工事

2 指定案策定の方針

中間検査実施指針（平成11年4月28日建設省住宅局長通達）により、平成14年4月1日から中間検査制度を実施してきたところであるが、建築物の安全性の確保のため、今後においても上記の構造、用途（法第7条の3第1項第1号に定める工程を有する建築物を除く。）及び規模の建築物について、引き続き指定を行うものである。

【案】「建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定」

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。※下線部分が現行指定からの変更箇所

1 指定

- (1) 中間検査を行う区域 青森県の区域（青森市、弘前市及び八戸市の区域を除く。）
- (2) 中間検査を行う期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（法第18条第2項及び第4項の規定による通知に係る建築物、法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等である建築物並びに法第85条の規定の適用を受ける建築物を除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる用途に供する建築物で当該下欄に掲げる規模のものとする。

用 途	規 模
1 劇場、映画館又は演芸場	その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの（床面積が100m ² 以下のものを除く。以下この表において同じ。）、その用途に供する部分の床面積の合計が200m ² を超えるもの又は主階が1階にないもの（その用途に供する部分の床面積の合計が100m ² 以下のものを除く。）
2 観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が200m ² を超えるもの
3 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の3第1項第1号に規定する児童福祉施設等をいう。）、ホテル又は旅館	その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300m ² 以上のもの
4 下宿、共同住宅（階数が3以上である共同住宅であって、床及びはりに鉄筋を配置する工事があるものを除く。）、寄宿舎、一戸建ての住宅、長屋及び兼用住宅	地階を除く階数が2以上のものであって、その用途に供する部分の床面積の合計が100m ² 以上のもの
5 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が2,000m ² 以上のもの
6 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆	その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500m ² 以上のもの

浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10m ² 以下のものを除く。）

（4）指定する特定工程及び特定工程後の工程 次の表の左欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる工程とする。

建築物の構造	特 定 工 程	特定工程後の工程
1 木造	軸組工事（枠組壁工法にあっては枠組工事、木質プレハブ工法にあっては組立工事）及び屋根工事	仕上げ工事（特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事）
2 組積造及び補強コンクリートブロック造	2階の床版（2階がない場合は、屋根版）の配筋工事	2階の床版（2階がない場合は、屋根版）のコンクリート打設工事
3 鉄骨造	2階の床版の取付工事（2階がない場合は、建方工事）	耐火被覆工事及び仕上げ工事（特定工程に係る部分の中間検査が困難となる場合は、下地工事）
4 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床版（2階がない場合は、屋根版）の配筋工事又は取付工事	2階の床版（2階がない場合は、屋根版）のコンクリート打設工事

2 指定案策定の方針

中間検査実施指針（平成11年4月28日建設省住宅局長通達）により、平成14年4月1日から中間検査制度を実施してきたところであるが、建築物の安全性の確保のため、今後においても上記の構造、用途（法第7条の3第1項第1号に定める工程を有する建築物を除く。）及び規模の建築物について、引き続き指定を行うものである。